

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十二日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

奈良県人事委員会規則第十号

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和二年一月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（令和五年四月分から同年十二月分までの会計年度任用職員の報酬等）

6 会計年度任用職員のうち、任期の定めが三月を超えない者又は勤務時間が、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分未満の者（いずれも任用の事情を考慮して任命権者が特に必要と認める者を除く。）に支給する令和五年四月分から同年十二月分までの報酬、給料及び手当については、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和五年十二月奈良県条例第十六号。以下「令和五年改正給与条例」という。）第一条の規定による改正前の条例、令和五年改正給与条例第三条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び令和五年改正給与条例第五条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づき算定する。

附 則

この規則は、令和五年十二月二十五日から施行する。